

丹波新地域ビジョン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 丹波地域のめざすべき将来像を示す新たな地域ビジョン（以下「新地域ビジョン」という。）を多様な主体の参画により策定するため、丹波新地域ビジョン検討委員会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 社会潮流、地域の課題や将来像に関する調査研究
- (2) 新地域ビジョンの策定
- (3) その他新地域ビジョンの策定に必要な事項の検討

(組織)

第3条 検討会は別表に掲げる委員で組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する
- 4 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、委員長が招集する。ただし、初回の会議は、丹波県民局長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員を指定して招集することができる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 事故その他やむを得ない理由により会議を開催できないと委員長が認める場合、委員長は個別に委員の意見を聴取し、会議の開催とすることができる。

(部会)

第6条 委員会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属するべき委員は委員長が指名する。
- 3 部会には部会長を置く。
- 4 部会長は部会に属する委員の中から委員長が指名する。
- 5 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第2項から第4項を準用する。

(謝金)

第7条 委員及び第5条第3項に定める者が、検討会及び部会の職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員及び第5条第3項に定める者が、検討会及び部会の職務に従事するため旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

(事務)

第9条 検討会の事務は、丹波県民局県民交流室において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月8日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

氏名	所属・役職
安達 鷹矢	株式会社 Local PR Plan 代表取締役
足立 雄一郎	丹波市商工会青年部長
角野 幸博	丹波の森公苑長、関西学院大学総合政策学部都市政策学科教授
構井 友洋	丹波篠山市担い手農業者協議会会長・丹波篠山市商工会青年部部長・株式会社丹波篠山かまい農場代表取締役
上甫木 昭春	大阪府立大学名誉教授（生命環境科学研究科緑地環境科学専攻）
岸 孝明	第10期丹波地域ビジョン委員会委員長
清水 夏樹	神戸大学大学院農学研究科特命准教授（丹波篠山フィールドステーション）
清水 徳幸	丹波市総合政策課長
鈴木 克哉	NPO法人里地里山問題研究所代表理事
瀧山 玲子	第10期丹波地域ビジョン委員会副委員長
竹見 聖司	丹波篠山市創造都市課長
谷水 ゆかり	NPO法人Tプラス・ファミリーサポート理事長 谷水加工板工業株式会社代表取締役
土性 里花	一般社団法人ウイズささやま総務課長・丹波篠山市社会福祉協議会副会長
中川 ミミ	一般社団法人Be代表理事
宮垣 良一	丹波大空の会前代表

（五十音順）

第7条により定める委員等の謝金

丹波新地域ビジョン検討委員会の委員等の謝金については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める審議会等の委員の報酬の額に準じて下表の額を支給する。

委員の区分	謝金の額
委員長	日額 15,500円
委員及び第5条第3項に定める者（第6条第5項において準用する場合を含む。）	日額 12,500円